

議案第 54 号

里庄町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

里庄町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

里庄町長 赤木 功

(提案理由)

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）の一部改正に伴い、里庄町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例について関係規定の整備を図るため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

里庄町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例（平成20年里庄町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」に改める。

第2条第1項第1号を次のように改める。

（1） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第18条の3第1項第6号に規定する職務代行者

第2条第1項第2号及び第3号中「地方自治法」を「法」に、同項第4号中「地方自治法」を「法」に、「同法」を「法」に改める。

第6条及び第8条第2項第2号中「地方自治法」を「法」に改める。

第13条中「地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号ト」を「省令第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。